

恵 那 市 地 域 防 災 計 画 新 旧 対 照 表

【風水害等対策編】	1 ～ 1 8	頁
【地震災害対策編】	1 9 ～ 2 0	頁
【資 料 編】	2 1 ～ 2 5	頁

令和 7 年 3 月

恵那市地域防災計画【風水害等対策編】：新旧対照表

新	旧	理由
第1章 (略) 第2章 災害予防 第1節 防災協働社会の形成推進 1 基本方針 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> 2～6 (略) 第1項 防災協働社会の形成推進 1 (略) 2 実施内容 (1) 市における措置 ア～キ (略) <u>ク 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> (2) (略) 第2項 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 (略) 2 実施内容 (1) (略) (2) ボランティア活動の環境整備 ア ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 市は、恵那市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、	第1章 (略) 第2章 災害予防 第1節 防災協働社会の形成推進 1 基本方針 (1) ～ (3) (略) (追加) 2～6 (略) 第1項 防災協働社会の形成推進 1 (略) 2 実施内容 (1) 市における措置 ア～キ (略) (追加) (2) (略) 第2項 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 (略) 2 実施内容 (1) (略) (2) ボランティア活動の環境整備 ア ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 市は、恵那市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	理由
恵那市まちづくり市民協会並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。 <u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（恵那市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> また、市は行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 イ～キ （略） 第3項、第4項 （略） 第2節、第3節 （略） 第4節 防災訓練 1、2 （略） 3 実施内容 (1) （略） (2) 水防等の訓練 ア、イ （略） ウ 方法 実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連路をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。 浸水想定区域や土砂災害警戒<u>区域内</u>に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が	恵那市まちづくり市民協会並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）含めた連携体制の構築図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ また、市は行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 イ～キ （略） 第3項、第4項 （略） 第2節、第3節 （略） 第4節 防災訓練 1、2 （略） 3 実施内容 (1) （略） (2) 水防等の訓練 ア、イ （略） ウ 方法 実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連路をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。 浸水想定区域や土砂災害警戒_____に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が	防災基本計画の修正に伴う修正 脱字による修正

新	旧	理由
発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。 浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。 第5節、第6節（略） 第7節 緊急輸送網の整備 1、2（略） 3 実施内容 (1)～(3)（略） (4) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、道路整備中期計画等に基づき、その整備を図るものとする。 市の緊急道路・主要市道についても道路整備計画等を策定し、主要な集落と道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、</u>新規の電柱占用を原則認めないものとする。 (5)（略） (6) 緊急通行車両の周知・普及 輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための<u>申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して</u>周知を行うとともに、自らも事前<u>の申出</u>を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。 第8節、第9節（略） 第10節 水害予防体制 1、2（略）	発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。 浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。 第5節、第6節（略） 第7節 緊急輸送網の整備 1、2（略） 3 実施内容 (1)～(3)（略） (4) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、道路整備中期計画等に基づき、その整備を図るものとする。 市の緊急道路・主要市道についても道路整備計画等を策定し、主要な集落と道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>無電柱化を推進し、</u>新規の電柱占用を原則認めないものとする。 (5)（略） (6) 緊急通行車両の周知・普及 輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度が適用され、発災後、</u>当該車両に対して<u>周知を行うとともに、自らも事前届出</u>を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。 第8節、第9節（略） 第10節 水害予防体制 1、2（略）	防災基本計画に合わせる修正 災害対策基本法施行令等の一部改正に伴う修正

新	旧	理由
3 実施内容 (1)、(2) (略) (3) 水害リスクの開示 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 このため県は、県管理課河川において、水害の危険性が高い地区の情報（<u>洪水浸水想定区域図</u>等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行い、市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成するものとする。 なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。 (4)、(5) (略) 第11節～第13節 (略) 第14節 避難所等と避難体制 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をするとともに、市民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。	3 実施内容 (1)、(2) (略) (3) 水害リスクの開示 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 このため県は、県管理課河川において、水害の危険性が高い地区の情報（<u>水害危険情報図</u>等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行い、市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成するものとする。 なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。 (4)、(5) (略) 第11節～第13節 (略) 第14節 避難所等と避難体制 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をするとともに、市民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。	例示を現在の主たる情報とするための修正

新	旧	理由
また、市は、市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから 判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。なお、「災害・避難カード」は、紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。 学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するとともに、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。 <u>また、報告を受け市町村は当該施設の所有者又管理に対して必要応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等行うものとする。</u> 《計画の内容例》 - 避難の指示を行う基準 - 避難の指示の伝達方法 - 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 - 避難方法、避難所等への経路、誘導方法、誘導責任者等 - 避難所等の整備に関する事項 - ア 収容施設 - イ 給水施設 - ウ 情報伝達施設 - 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	また、市は、市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから 判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。なお、「災害・避難カード」は、紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。 学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するとともに、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。 《計画の内容例》 - 避難の指示を行う基準 - 避難の指示の伝達方法 - 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 - 避難方法、避難所等への経路、誘導方法、誘導責任者等 - 避難所等の整備に関する事項 - ア 収容施設 - イ 給水施設 - ウ 情報伝達施設 - 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	水防法第15条の3第6項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第6項に定められた事項の追記

新	旧	理由
(2) (略) (3) 避難所 ア 避難所の指定（指定避難所） 市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ避難所を確保、指定し、市民に周知する。避難所の選定にあたっては、地理的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等について地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とするとともに、災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制であり、適切な規模、設備等を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>併せて、指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図るとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 さらに、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策	(2) (略) (3) 避難所 ア 避難所の指定（指定避難所） 市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ避難所を確保、指定し、市民に周知する。避難所の選定にあたっては、地理的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等について地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とするとともに、災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制であり、適切な規模、設備等を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。 併せて、指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図るとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 さらに、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	理由
定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 イ 福祉避難所 市は<u>避難所</u>内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に配慮して、社会福祉施設等を避難所として指定するなど福祉避難所の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 ウ (略) エ 避難所運営マニュアルの策定 市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。 また、福祉避難所運営マニュアルについては、社会福祉施設等の施設管理者と連携して策定するよう努める。 防災訓練時において「避難所開設訓練」を取り入れる等、平素から熟読して災害時において、十分な活用を図るものとする。 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。	定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 イ 福祉避難所 市は<u>指定避難所</u>内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に配慮して、社会福祉施設等を避難所として指定するなど福祉避難所の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 ウ (略) エ 避難所運営マニュアルの策定 市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。 また、福祉避難所運営マニュアルについては、社会福祉施設等の施設管理者と連携して策定するよう努める。 防災訓練時において「避難所開設訓練」を取り入れる等、平素から熟読して災害時において、十分な活用を図るものとする。 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>に努めるものとする。</u>	字句の修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	理由
オ (略) (4) ～ (6) (略) (7) 浸水想定区域における避難確保のための措置 市は、洪水予報河川または水位情報周知河川において、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに市民への周知を図るものとする。 また、市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。 ア、イ (略) (8) ～ (13) (略) 第15節 (略) 第16節 要配慮者・避難行動要支援者支援 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 市 市は、災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自助・共助の考え方を尊重し自主防災組織、民	オ (略) (4) ～ (6) (略) (7) 浸水想定区域における避難確保のための措置 市は、洪水予報河川または水位情報周知河川において、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに市民への周知を図るものとする。 また、市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等 について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。 ア、イ (略) (8) ～ (13) (略) 第15節 (略) 第16節 要配慮者・避難行動要支援者支援 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 市 市は、災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自助・共助の考え方を尊重し自主防災組織、民	最近の水防法及び水防法施行規則の記載に合わせるための修正

新	旧	理由
<u>難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画内の情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 市は、地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 (2) (略) ア、イ (略) (3) 施設、設備等の整備 ア 市 市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップ及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。 また、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。 また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、	<u>市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに</u> <u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</u> 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 市は、地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 (2) (略) ア、イ (略) (3) 施設、設備等の整備 ア 市 市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップ及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。 また、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。 また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	理由
伝達体制の確立に努めるものとする。 <u>市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> イ (略) (4)、(5) (略) 第17節～第19節 (略) 第20節 土砂災害等の防止 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 砂防対策 ア 砂防事業の推進 山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、 <u>砂防法（明治33年法律第29号）に基づき県は砂防指定地を指定し、県は市と協議して砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u> イ、ウ (略) (2)～(5) (略) 第21節 (略) 第22節 開発に伴う災害防止 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 災害の未然防止	伝達体制の確立に努めるものとする。 イ (略) (4)、(5) (略) 第17節～第19節 (略) 第20節 土砂災害等の防止 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 砂防対策 ア 砂防事業の推進 山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、<u>河川改修と一体になつて整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、</u>砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき県は砂防指定地を指定し、県は市と協議して砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。 イ、ウ (略) (2)～(5) (略) 第21節 (略) 第22節 開発に伴う災害防止 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 災害の未然防止	防災基本計画の修正に伴う修正 岐阜県の指示により修正

新	旧	理由
土地開発による乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その権限を有する県がその事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法など</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 (2) (略) 第23節～第36節 (略) 第3章 災害応急対策 第1節、第2節 (略) 第3節 ボランティア活動 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 市の活動 市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>活動環境</u>について配慮するものとする。 (2) ～ (4) (略) 4 (略) 第4節 (略) 第5節 交通応急対策 1、2 (略) 3 実施計画	土地開発による乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その権限を有する県がその事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u> </u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 (2) (略) 第 23 節～第 36 節 (略) 第3章 災害応急対策 第1節、第2節 (略) 第3節 ボランティア活動 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 市の活動 市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u> </u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u><u> </u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>生活環境</u>について配慮するものとする。 (2) ～ (4) (略) 4 (略) 第4節 (略) 第5節 交通応急対策 1、2 (略) 3 実施計画	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	理由												
(1) ～ (3) (略) (4) 緊急車両の確認 ア 緊急車両の<u>申出</u> 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「<u>緊急通行車両確認申出書</u>」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。 イ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると<u>確認</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(様式1号)を、標章(様式2号)とともに<u>申出者</u>に交付するものとする。 ウ 事前届出制度 <u>県公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱う</u> ものとする。 (5) (略) 第2項 (略) 第6節 (略) 第7節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 警報等の発表及び解除 ア 気象警報等 気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象庁(岐阜地方気象台)から気象警報等が発表される。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。 【気象警報等の種類】 <table border="1"> <tr> <th>種</th><th>類</th><th>発表基準(数値等は恵那市の場合)</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ※ <u>土砂崩れ</u>及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事	種	類	発表基準(数値等は恵那市の場合)	(略)	(略)	(略)	(1) ～ (3) (略) (4) 緊急車両の確認 ア 緊急通行車両の<u>届出</u> 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「<u>緊急通行車両等確認申請書</u>」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。 イ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(様式1号)を、標章(様式2号)とともに<u>申請者</u>に交付するものとする。 ウ 事前届出制度 <u>災害応急対策が円滑に行われるよう県公安委員会は、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。</u> (5) (略) 第2項 (略) 第6節 (略) 第7節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1、2 (略) 3 実施内容 (1) 警報等の発表及び解除 ア 気象警報等 気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象庁(岐阜地方気象台)から気象警報等が発表される。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。 【気象警報等の種類】 <table border="1"> <tr> <th>種</th><th>類</th><th>発表基準(数値等は恵那市の場合)</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ※ <u>地面現象</u>及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事	種	類	発表基準(数値等は恵那市の場合)	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法施行令等の一部改正に伴う修正 表現の変更に伴う修
種	類	発表基準(数値等は恵那市の場合)												
(略)	(略)	(略)												
種	類	発表基準(数値等は恵那市の場合)												
(略)	(略)	(略)												

新	旧	理由																
項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。 <u>土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</u> 【警報及び注意報の予報区】 （略） 【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 </td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 【早期注意情報（警報級の可能性）】 5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週	種 類	概 要	(略)	(略)	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	(略)	(略)	項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。 _____ _____ 【警報及び注意報の予報区】 （略） 【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>災害が発生又は切迫している</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 </td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 【早期注意情報（警報級の可能性）】 5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週	種 類	概 要	(略)	(略)	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>災害が発生又は切迫している</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	(略)	(略)	正 土砂キキクル概要説明に合わせる修正
種 類	概 要																	
(略)	(略)																	
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。																	
(略)	(略)																	
種 類	概 要																	
(略)	(略)																	
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>災害が発生又は切迫している</u>警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。																	
(略)	(略)																	

新	旧	理由
間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨、<u>大雪、暴風（雪）</u>に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 イ～キ （略） (2)～(4) （略） 第8節～第14節 （略） 第15節 避難対策 1、2 （略） 3 実施内容 (1) 避難の指示 災害から、市民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、関係する地域の必要と認める市民等に対して避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項） 市は、市民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、<u>国及び</u>県から提供される<u>洪水浸水想定区域図</u>等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。 避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。 市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 (2)、(3) （略）	間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨<u> </u>に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 イ～キ （略） (2)～(4) （略） 第8節～第14節 （略） 第15節 避難対策 1、2 （略） 3 実施内容 (1) 避難の指示 災害から、市民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、関係する地域の必要と認める市民等に対して避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項） 市は、市民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、<u> </u>県から提供される<u>水害危険情報図</u>等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。 避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。 市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 (2)、(3) （略）	岐阜地方气象台と県との覚書に合わせた修正 例示を現在の主たる情報とするための修正

新	旧	理由
(4) 避難所の開設場所 ア～ウ (略) エ 指定避難所の運営管理等 指定避難所の運営は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（福祉避難所、在宅被災者への対応を含む。）に従って運営管理されるよう実施する。運営管理に当たっては指定避難所内のプライバシー確保に気を配り、さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養管理士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の市町村に対して協力を求めるものとし、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> 市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 さらに、指定避難所の運営管理における女性の参画を	(4) 避難所の開設場所 ア～ウ (略) エ 指定避難所の運営管理等 指定避難所の運営は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（福祉避難所、在宅被災者への対応を含む。）に従って運営管理されるよう実施する。運営管理に当たっては指定避難所内のプライバシー確保に気を配り、さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養管理士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の市町村に対して協力を求めるものとし、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 さらに、指定避難所の運営管理における女性の参画を	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	理由
推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、外国人への対応について十分配慮するものとする。 また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとし、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 オ～キ (略) (5) ～ (14) (略) 第16節～第18節 (略) 第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1、2 (略) 3 実施内容 (1)、(2) (略) (3) 外国人対策 ア 各種通訳の実施 通訳ボランティアが必要な場合は、<u> </u>公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て派遣を受ける。 イ (略) 第20節～第26節 (略) 第27節 環境衛生（ごみ・し尿）活動 1、2 (略) 3 実施内容 (1) (略) (2) 清掃方法 ア、イ (略) ウ 災害廃棄物の発生の備え 国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処	推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、外国人への対応について十分配慮するものとする。 また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとし、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 オ～キ (略) (5) ～ (14) (略) 第16節～第18節 (略) 第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1、2 (略) 3 実施内容 (1)、(2) (略) (3) 外国人対策 ア 各種通訳の実施 通訳ボランティアが必要な場合は、<u>県を通じて</u>公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て派遣を受ける。 イ (略) 第20節～第26節 (略) 第27節 環境衛生（ごみ・し尿）活動 1、2 (略) 3 実施内容 (1) (略) (2) 清掃方法 ア、イ (略) ウ 災害廃棄物の発生の備え 国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処	公益財団法人岐阜県国際交流センター災害時語学ボランティア登録・斡旋事業実施要綱に基づく修正

新	旧	理由
理体制、周辺の地方公共団体<u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるとともに、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。 エ （略） 第28節～第31節 （略） 第32節 公共施設の応急対策 1、2 （略） 3 実施内容 (1)、(2) （略） (3) 土砂災害防止施設の応急対策 ア <u>土砂災害警戒区域等</u>の点検、状況把握 がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の市民に対して、市は、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。 <u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。 イ （略） (4)、(5) （略） 第33節～第42節 （略） 第4章 （略）	理体制、周辺の地方公共団体_____との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるとともに、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。 エ （略） 第28節～第31節 （略） 第32節 公共施設の応急対策 1、2 （略） 3 実施内容 (1)、(2) （略） (3) 土砂災害防止施設の応急対策 ア <u>土砂災害危険箇所</u>の点検、状況把握 がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の市民に対して、市は、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。 <u>土砂災害危険箇所</u>のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。 イ （略） (4)、(5) （略） 第33節～第42節 （略） 第4章 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正 「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正

恵那市地域防災計画【地震災害対策編】：新旧対照表

新	旧	修正理由
第1章 (略) 第2章 地震災害予防 第1節～第16節 (略) 第17節 災害危険区域の防災事業の推進 1、2 (略) 3 実施内容 (1)、(2) (略) (3) 土砂災害防止事業 <u>土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)</u>の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。 ア～ウ (略) (4)、(5) (略) (6) 土砂災害計画区域、土砂災害特別計画区域 傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。 また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。 さらに土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、県は市の意見を聴いて、災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、市は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から市民の生命を守るよう努めるものとする。 なお、市民には<u>土砂災害警戒区域等</u>及び非常時の避難場	第1章 (略) 第2章 地震災害予防 第1節～第16節 (略) 第17節 災害危険区域の防災事業の推進 1、2 (略) 3 実施内容 (1)、(2) (略) (3) 土砂災害防止事業 <u>土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等)</u>の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。 ア～ウ (略) (4)、(5) (略) (6) 土砂災害計画区域、土砂災害特別計画区域 傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。 また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。 さらに土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、県は市の意見を聴いて、災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、市は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から市民の生命を守るよう努めるものとする。 なお、市民には<u>土砂災害危険箇所</u>及び非常時の避難場	「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正 「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正

【地震災害対策編】

新	旧	修正理由
所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、<u>土砂災害警戒区域等表示看板</u>を設置し、周知を行う。 (7) (略) (8) 住宅移転事業 ア (略) イ がけ地近接等危険住宅移転事業 県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び<u>土砂災害特別警戒区域等</u>に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、市民の積極的な協力を得よう努めるものとする。 第 18 節以降 (略)	所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、<u>土砂災害危険箇所表示看板</u>を設置し、周知を行う。 (7) (略) (8) 住宅移転事業 ア (略) イ がけ地近接等危険住宅移転事業 県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び<u>土砂災害特別警報区域等</u>に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、市民の積極的な協力を得よう努めるものとする。 第 18 節以降 (略)	「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正 「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正

恵那市地域防災計画【資料編】：新旧対照表

新						旧						理由
第1 防災組織等に関する事項 (略)						第1 防災組織等に関する事項 (略)						指定解除に伴う修正
第2 危険区域に関する事項						第2 危険区域に関する事項						
201～204 (略)						201～204 (略)						
204 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (急傾斜・土石流・地すべり)						204 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (急傾斜・土石流・地すべり)						
指定日：平成25年9月26日～指定日：平成31年2月22日 (略)						指定日：平成25年9月26日～指定日：平成31年2月22日 (略)						
指定日：令和元年7月5日						指定日：令和元年7月5日						
番号	自然現象 の種類	箇所名	所在地名	土砂災害 警戒区 域	土砂災害 特別警 戒区域	番号	自然現象 の種類	箇所名	所在地名	土砂災害 警戒区 域	土砂災害 特別警 戒区域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7	急傾斜地	大平13	恵那市串原	○	○	7	急傾斜地	大平13	恵那市串原	○	○	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	8	急傾斜地	串原1	恵那市串原	○	○	
8	急傾斜地	木根3	恵那市串原	○	○	9	急傾斜地	木根3	恵那市串原	○	○	
9	急傾斜地	木根4	恵那市串原	○	○	10	急傾斜地	木根4	恵那市串原	○	○	
10	急傾斜地	川ヶ渡4	恵那市串原	○	○	11	急傾斜地	川ヶ渡4	恵那市串原	○	○	
11	急傾斜地	柿畑4	恵那市串原	○	○	12	急傾斜地	柿畑4	恵那市串原	○	○	
12	急傾斜地	森上1	恵那市串原	○	○	13	急傾斜地	森上1	恵那市串原	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
指定日：令和元年7月5日～指定日：令和5年3月22日 (略)						指定日：令和元年7月5日～指定日：令和5年3月22日 (略)						

新						旧	理由
指定日：令和7年1月22日						(追加)	指定に伴う修正
番号	自然現象 の種類	箇所名	所在地名	土砂災害 警戒区 域	土砂災害 特別警 戒区域		
1	急傾斜地	上平1	恵那市岩村町上平	○	○		
2	急傾斜地	大平2	恵那市串原	○	○		
3	急傾斜地	三区1	恵那市岩村町三区	○	○		
4	急傾斜地	三区2	恵那市岩村町三区	○	○		
5	急傾斜地	三区3	恵那市岩村町三区	○	○		
6	急傾斜地	四区1	恵那市岩村町四区	○	○		
7	急傾斜地	七区1	恵那市岩村町七区	○	○		
8	急傾斜地	一区1	恵那市岩村町一区	○	○		
9	急傾斜地	一区2	恵那市岩村町一区	○	○		
10	急傾斜地	二区1	恵那市岩村町二区	○	○		
11	急傾斜地	二区2	恵那市岩村町二区	○	○		
12	急傾斜地	二区3	恵那市岩村町二区	○	○		
13	急傾斜地	根ノ上2	恵那市岩村町飯羽 間	○	○		
14	急傾斜地	中切6	恵那市岩村町飯羽 間	○	○		
15	急傾斜地	南富3	恵那市岩村町富田	○	○		
16	急傾斜地	下本郷2	恵那市岩村町飯羽 間	○	○		
17	急傾斜地	下本郷3	恵那市岩村町飯羽 間	○	○		
18	急傾斜地	中富2	恵那市岩村町富田	○	○		
19	急傾斜地	山上8	恵那市岩村町	○	○		
20	急傾斜地	山上9	恵那市岩村町	○	○		

新						旧				理由	
21	急傾斜地	山上10	恵那市岩村町	○	○						防災担当の変更及び 代表電話から直通電 話へ変更に伴う修正 <

新					旧					理由
405 (略) 第 5、第 6 (略) 第 7 救助用施設等に関する事項 701～705 (略) 706 市内医療機関一覧 市内の病院・医院・診療所 (略) 市内の歯科医院					405 (略) 第 5、第 6 (略) 第 7 救助用施設等に関する事項 701～705 (略) 706 市内医療機関一覧 市内の病院・医院・診療所 (略) 市内の歯科医院					開業及び閉業に伴う 修正
	地区名	医院名	電話番号	備考		地区名	医院名	電話番号	備考	
(略)	大井町	(略)	(略)	(略)	(略)	大井町	(略)	(略)	(略)	
3		恵那駅デンタルク リニック	25-1166		3		恵那駅デンタルク リニック	25-1166		
(削除)		(削除)	(削除)		4		ゴシマ歯科医院	25-6226		
4		林歯科医院	26-4880		5		林歯科医院	26-4880		
5	長島町	篠原歯科医院	26-0418		6	長島町	篠原歯科医院	26-0418		
6		恵那歯科医院	26-3336		7		恵那歯科医院	26-3336		
7		可知歯科医院	25-7248		8		可知歯科医院	25-7248		
8		奥村歯科医院	26-5501		9		奥村歯科医院	26-5501		
9		花の木歯科クリ ニック	25-1700		10		花の木歯科クリ ニック	25-1700		
10		としょかんまえ小 児歯科	20-1231		11		としょかんまえ小 児歯科	20-1231		
11		酒向歯科医院	59-8883		(追加)		(追加)	(追加)		
12	東野	桐山歯科医院	25-6181		12	東野	桐山歯科医院	25-6181		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
707 (略) 第 8 各種の協定に関する事項 ● 国等・地方公共団体～● 医療 (略) ● 避難					707 (略) 第 8 各種の協定に関する事項 ● 国等・地方公共団体～● 医療 (略) ● 避難					
	協定名称	協定年月日 協定先	主な協定内容			協定名称	協定年月日 協定先	主な協定内容		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和6年3月5日 特定非営利活動法 人ふれあいの家	要援護者等のた めの福祉避難 所指定と、設置		14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和6年3月5日 特定非営利活動法 人ふれあいの家	要援護者等のた めの福祉避難所 指定と、設置運		

新				旧				理由
			運営活動				営活動	協定締結に伴う修正
<u>15</u>	<u>災害時における支援協力に関する協定</u>	<u>令和6年9月25日</u> <u>夢コーポレーシヨ</u> <u>ン株式会社</u>	<u>災害時の一時避難所としての提供等</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
● その他				● その他				協定締結に伴う修正
	協定名称	協定年月日 協定先	主な協定内容		協定名称	協定年月日 協定先	主な協定内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
13	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和5年8月7日 日立建機日本株式会社 中部支社 岐阜支店 東濃営業所	災害時の応急・復興対策用の車両機械、建設・運搬・照明機材、発電機等資機材の優先供給	13	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和5年8月7日 日立建機日本株式会社 中部支社 岐阜支店 東濃営業所	災害時の応急・復興対策用の車両機械、建設・運搬・照明機材、発電機等資機材の優先供給	
<u>14</u>	<u>岐阜県・日本下水道事業団災害支援協定</u>	<u>令和6年2月1日</u> <u>日本下水道事業団</u>	<u>災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事支援</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
<u>15</u>	<u>災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定</u>	<u>令和6年2月1日</u> <u>公益社団法人日本下水道管路管理協会</u>	<u>災害時の下水道管路及びその他の管路施設の復旧支援</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
<u>16</u>	<u>災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u>	<u>令和6年2月1日</u> <u>公益社団法人上下水道コンサルタント協会 中部支部</u>	<u>災害時の下水道施設及び集合処理施設の復旧技術支援</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
<u>17</u>	<u>災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定</u>	<u>令和6年2月1日</u> <u>岐阜県環境整備事業協同組合</u>	<u>災害時の下水道施設等の復旧支援</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
<u>18</u>	<u>災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書</u>	<u>令和6年10月16日</u> <u>大井建設株式会社</u>	<u>災害時におけるキャンピングカーの供給</u>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
第9以降 (略)				第9以降 (略)				